

東京都通称道路名検討委員会報告書（中間のまとめ）に関する意見募集（パブリックコメント）実施結果

- 【意見募集期間】：平成25年9月18日（水）～平成25年9月30日（月）
 【意見提出者数】：3名
 【周知方法】：東京都ホームページ、都民情報ルーム、建設局道路管理部ほか
 【意見提出方法】：Eメール、郵送、ファックス

※類似したものや同様の性質のご意見については、まとめて回答させていただきます。

主な意見（要旨）	都の考え方
<p>○今回の「中間のまとめ」の内容をみると、「都民のための都道の通称道路名」であるべきところ、「地域（区市町村）の通称道路名」を提案しているに過ぎない感じがする。 都道は地域だけの道路ではなく、都市と都市の交通を結ぶものであるため、その地域だけに通用する通称道路名でなく、都内全区市町村に通用する通称道路名でなくてはならない。</p>	<p>○今回の通称道路名設定においては、設定すべき道路は、交通及び観光にとっての重要な道路であり、一般に分かりやすく、親しみやすい名称とすることを原則としております。 また、既に地域において歴史的な由来を持ち、事実上用いられている道路の名称については、地元区市町村の意見を参考にしながら、尊重することとしております。</p>
<p>○その地域だけ知られていて、広く都民に知られているとは思われない名称が多い。</p>	<p>○今回、新たに設定し、または改定する通称道路名については、今後、都民をはじめとする道路利用者に浸透し、親しまれるよう、東京都公報への登載、ホームページやツイッターなどを活用した広報活動をはじめ、地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請、商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動など多様な方法により広く周知を図ってまいります。</p>
<p>○名称を聞いただけで、利用者に誤解を与えやすい名称が多い。</p>	

意見（要旨）	都の考え方
<p>○道路事業者において使用した名称をそのまま採用し、利用者に誤解を与えたりするのではないか。</p>	<p>○長い事業期間を経て事業名が浸透しているもので、完成後、地域において既に定着しているほか、広く交通情報や地図情報としても利用されているものについては、交通管理の上からも混乱を招かないよう、事実上既に用いられている名称を極力尊重することとしております。</p> <p>○今回、新たに設定し、または改定する通称道路名については、今後、都民をはじめとする道路利用者に浸透し、親しまれるよう、東京都公報への登載、ホームページやツイッターなどを活用した広報活動をはじめ、地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請、商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動など多様な方法により広く周知を図ってまいります。</p>
<p>○繋がっている一つの道路の名前が途中で変わってしまうというのは、分かりにくいように感じる。</p>	<p>○比較的長距離の道路は、場合により、鉄道や幹線道路などの明白な境界線をもって両分し、それぞれ名称を設定することとしております。また、区間の途中で既に地域に深く定着している名称があるものについても、幹線道路など明白な境界線をもって分けているものもあります。</p> <p>○今回、新たに設定し、または改定する通称道路名については、今後、都民をはじめとする道路利用者に浸透し、親しまれるよう、東京都公報への登載、ホームページやツイッターなどを活用した広報活動をはじめ、地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請、商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動など多様な方法により広く周知を図ってまいります。</p>